

忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 目的

町民の健康増進・食育推進を図るため、国や府の動向及び関連計画、並びに本町の健康増進及び食育推進の状況等を把握し、町が取り組むべき課題や施策の方向性等を定める忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

なお本計画の期間は令和9年度から令和18年度の10年間とする。

4. 一体的に策定する計画（事項）

- ・健康増進計画（健康増進法第八条第二項に基づく計画）
- ・食育推進計画（食育基本法第十八条に基づく計画）

5. 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国や府の動向、関連計画、本町の概要及び社会経済的特性等について、町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、健康づくりに対する意識を把握し、計画策定の基礎資料とする。アンケート調査における、委託者・受託者の役割分担は以下の通り。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	① 20歳以上の一般住民	1,000票
	② 小学6年生及び中学2年生	270票
	③ 未就学児(年長)の保護者	150票
調査方法	① 郵送配布・郵送回収(回収率50%想定)	
	② 小中学校での配布・回収	
	③ こども園での配布・回収	
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計	

委託者	受託者
実施方針の確定 調査票案の検討・確定 対象者の抽出及び宛名ラベル作成 ②③アンケート配布・回収作業 ②③回収アンケートの開封 アンケート結果報告書案の検討・確定	調査票案の作成・修正 調査票及び発送・回収用封筒の印刷 宛名ラベル貼付作業 ①アンケート配布作業 ①アンケート配布・回収経費負担 封入・封緘 ①②③回収アンケートの預かり ①②③回収アンケートの入力 自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 アンケート結果報告書案の作成と補修正

(3) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

健康増進・食育推進に関する施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(4) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、健康増進・食育推進に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(5) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・府の施策及び町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(6) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(8) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

6. 成果品

- ・アンケート調査報告書：(A4判、150頁程度、1色刷)：データ納品
- ・忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画：(A4判、75頁程度、表紙フルカラー、本文1色刷)：データ納品
- ・忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画概要版：(A4判、4頁、フルカラー)：データ納品
- ・上記データ一式
- ・情報提供資料一式

7. その他

- (1) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び府から示されるなど状況が変化した場合には、町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク登録証」を要する。
- (3) 月1回以上、担当研究員もしくは業務窓口担当者が町を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図ることが可能なこと。
- (4) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (5) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上